

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

麻しん及び風しんの定期接種に係る対応について（依頼）

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、令和7年3月11日付けで国より事務連絡があり、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由として、接種期間内に麻しん及び風しんの定期接種を受けることができなかった者について、予防接種法施行令第3条第2項に基づき、法令で定められた接種期間を超えた場合であっても、市長が認める場合は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間、当該接種を実施して差し支えないこととされました。

つきましては、今後の対応等を下記のとおりまとめましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者について

本件に係る対象者は、以下のとおりです。

区分	本件に係る対象者	(参考：法令で定められた接種期間)
第1期	令和6年度内に生後24月に達する又は達した者(令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの者)であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
第2期	令和6年度における第2期の対象者(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの者)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
第5期 (風しんの追加的 対策の予 防接種)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、 <u>令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方</u> であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者 (注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。	平成31年4月1日から 令和7年3月31日まで

2 接種可能期間について

本件に係る対象者が法令で定められた接種期間を超えて麻しん及び風しんの定期接種を受けることができるのは、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

※生後24月に達した者が令和7年3月中に接種を受けた場合は任意接種となります。

3 接種の実施方法について

本件に係る接種については、以下のとおり、取り扱います。

なお、対象者と見込まれる方に対して、令和7年5月末に周知ハガキを送付する予定です。

区分	接種の実施方法（記入例は裏面を御確認ください）
第1期 ・ 第2期	- 対象者からの事前申請は不要です。 保護者持参の接種券と医療機関設置の予診票を使用して接種を実施してください。 - 接種券と予診票の中央上部に赤字で【特例】と記入してください。 - 委託料請求時、【特例】を記入した接種券とそれ以外の接種券をクリップ等で区別してください。総括表には、1期・2期それぞれ【特例】の接種と定期接種を合算した件数を記入してください。
第5期 (風しんの追加的 対策の予 防接種)	- 対象者からの事前申請が必要です。対象者が持参した専用のクーポン券及び予診票にて接種を実施してください。 ※対象者は、本市ホームページの専用フォームあるいは郵送にて事前に申請していただき、本市において当該接種の適否を判断後、対象者に対し専用のクーポン券と予診票を送付します。 ※これまで発行された有効期限が「2025年3月31日」以前の「成人男性の風しん対策事業クーポン券」は使用できません。 - 令和7年4月1日以降は医師会会員の医療機関で実施可能です。 ※令和6年度までの「県医師会がとりまとめる集合契約」への参加の有無に関わらず、令和7年度よりご実施いただけます。 - 委託料は直接本市（健康推進課）に請求してください。 ※委託料請求方法については、令和7年4月1日以降、 本市ホームページ（ページ番号：1022993）でご案内いたします



本市ホームページ
QRコード

区分

記入例

【接種券（1期）】

特例

広島市 麻しん（はしか）・風しん1期（甲）
 (0.5ml) (生後12か月～24か月に至るまで)
 ※住民登録している住所と氏名を記入してください。

1期

住所 区 町 丁目 番 号

医療機関コード (7桁)

接 種 令和 年 月 日

医療機関所在地・医療機関名・電話番号・接種医師氏名

No.

保護者の氏名

接種を受ける乳幼児の氏名

生年月日 令和 年 月 日

男 ・ 女

名前シールをお持ちの場合は、保護者氏名の記入は不要です。
 シールを住所欄下の「**ア**」内に貼って下さい。

※接種券（2期）も同様に記入

【予診票】

特例

広島市 麻しん（はしか）・風しん予防接種予診票（1期・2期）←今回の接種に○

事前に住民登録している住所、性別、生年月日、質問事項等を保護者の方が必ず記入してください。

予診年月日 令和 年 月 日

診察前の体温 度 分

住 所 広島市 区 街 号

電話：() -

(フリガナ) 受ける人の氏名

男 女 生年 令和 年 月 日 保護者の氏名

氏名 月 日 (南 島 小月)

【予防接種用クーポン券】右上に**特例**と記載したクーポン券を発券

※これまで発行された有効期限が「2025年3月31日」以前の「成人男性の風しん対策事業クーポン券」は使用できません。

【予防接種用クーポン券】 ※上段「予診のみ」、下段「予防接種」クーポン券です。貼付間違いないようご注意ください。

予防接種予診のみ

券 種	予防接種予診券(予診のみ)	特例
請求先	広島県広島市	
予診費用 (税別)	円 (自己負担分を除く)	
自己負担額 (税別)	0 円	
発券 No.	有効期限 2027年3月31日	
(氏名)		

(広島市提出用) (医療機関控え) (ご本人控え)

予防接種

券 種	予防接種券	特例
請求先	広島県広島市	
接種費用 (税別)	円 (自己負担分を除く)	
自己負担額 (税別)	0 円	
発券 No.	有効期限 2027年3月31日	
(氏名)		

(広島市提出用) (医療機関控え) (ご本人控え)

※接種後、予診票の医療機関記入欄等に必要事項(ロット番号や実施場所等)を記載し、コピーを2枚取り、原本に「(1) 広島市提出用」のクーポン券を、コピーに「(2) 医療機関控え」、「(3) ご本人控え」のクーポン券をそれぞれ貼り付けてください。

※風しん第5期の定期接種に使用するワクチンは、必ず、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を使用してください。

健康推進課保健予防係
 担 当：田中（第1期・第2期）
 城間（第5期）
 T E L：082-504-2882